

件名	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
主管課	子育て・健康課
関係課	なし
改正対象	松前町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年松前町条例第6号）
根拠法令等	・放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第21号）
改正理由	<p>放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）において、放課後児童支援員は保育士の資格を有する者など、設備運営基準第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修（以下「放課後児童支援員認定資格研修」という。）を修了したものでなければならないこととしている。</p> <p>今般、放課後児童支援員認定資格研修の受講機会の拡充を図るため、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により設備運営基準第10条第3項が改正され、中核市の長も放課後児童支援員認定資格研修を実施できることとなった。</p>
改正の主な内容	放課後児童支援員認定資格研修の実施者について中核市の長を追加する。
施行日	公布の日
【その他参考事項】	